

(入札説明書)

この入札説明書は、令和6年(2024年)8月23日付け令和6年北海道立近代美術館告示第22号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

北海道立三岸好太郎美術館長 櫻井良之

2 入札に付す事項

- (1) 工事の名称 北海道立三岸好太郎美術館変圧器更新工事
- (2) 工事の場所 札幌市中央区北2条西15丁目
- (3) 工事の期間 契約締結日から令和7年(2025年)2月28日まで
- (4) 工事の概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による

3 入札に参加する者に必要な資格

入札希望者は単体企業であって、次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 発注工事に対応する令和6年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち「電気工事」の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (3) 北海道における電気工事の競争入札参加資格がA等級又はB等級に格付けされていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること
- (5) 石狩振興局管内に主たる営業所を有するものであること。
- (6) 過去15年間(平成21年度以降)に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- (7) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合はこの限りではない。
なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。
- (8) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。
- (10) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (11) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

4 入札参加資格審査申請書の提出期間等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）

イ 類似工事施工実績を証明する書面

工事实績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し及び工事の概要を示す書類として、設計内訳書、特記仕様書、設計図などを提出してください。）

ウ 配置予定技術者調書（別記第4号様式）及び配置予定技術者に係る経歴書

※ウは該当する場合に提出

(ア) 申請時点で先に申請済みの入札（他官庁発注工事を含む。以下同じ。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、すでに申請した他の入札が契約に至った場合、すでに申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合は、(ア)に準じて申請することができるものとする。

(ウ) 申請から開札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社及び退職した場合

b 申請した入札の開札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合

エ 特定関係調書（別記第5号様式）（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

(2) 提出期間

令和6年8月23日（金）から令和6年9月3日（火）まで（月曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

〒060-0002 札幌市中央区北2条西15丁目
北海道立三岸好太郎美術館
連絡先：011-644-8901

(4) 提出方法

持参又は送付により提出することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

(5) 審査結果

9月6日（金）までに申請者に通知する。

(6) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）は、その理由について令和6年9月6日（金）までに書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

札幌市中央区北2条西15丁目
北海道立三岸好太郎美術館

- (2) 理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

4の(3)に同じ

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北1条西17丁目
北海道立近代美術館 2階映像室

(2) 入札日時

令和6年9月18日（水） 午後2時00分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

- (5) 公表用「工事数量総括表」の各項目に対応する金額を記載した工事費内訳書（以下「内訳書」という。）をあらかじめ作成の上、初度の入札書提出時に提出すること。

なお、内訳書は封書の上、入札者（代理人をして入札をした場合にあっては、当該代理人）の氏名を表記して入札書と同時に、入札執行者が入札書の提出箇所とは別に指示する場所に提出すること。また、提出した内訳書については、書き換え、引き換え又は撤回をすることは認めない。なお、内訳書の提出がない場合や内訳書の内容を確認する入札においては、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

- (6) 内訳書が次のいずれかに該当するときは、当該内訳書に係る入札を無効とする。

- ア 内訳書の記載金額（合計金額）その他当該内訳書の要件が確認できない場合
- イ 内訳書に記名押印がない場合
- ウ 入札者（代理人による入札の場合にあっては当該代理人）以外の者が内訳書を提出した場合
- エ 内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
- オ 内訳書の様式の項目に対応した金額が確認できない場合

8 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなる

おそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条及び第172条の定めるところによる。

10 郵便等による入札の可否

認めない。

11 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

14 その他

- (1) (削除)
- (2) 無効入札

開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(4) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定している。

(5) 予定価格

事後公表する

(6) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(7) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道立三岸好太郎美術館
イ 所在地 札幌市中央区北2条西15丁目
ウ 電話番号 011-644-8901

(8) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内とする。

(9) 概算払

概算払はしない。

(10) 部分払

部分払はしない。

(11) 所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあっては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

(12) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(13) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(14) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(15) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(16) 入札の執行回数

原則2回までとする。

(17) 入札の無効

開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(18) 入札手続きの取消

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(19) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検

査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

- (20) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (21) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、北海道立三岸好太郎美術館（電話番号011-644-8901）に照会すること。